

公共工事の中間前金払に関するQ & A

Q 1 中間前金払制度とは？

A 1 前払金として、工事に伴う資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金確保のため、保証事業会社の保証を条件として請負代金の40%以内を請求できることとなっており、前払金を支出した工事において一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負代金の20%を追加して支払う前払金のことを「中間前金払」といいます。

Q 2 中間前金払のメリットは？

A 2 部分払と比較すると、部分払は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払いに比べ検査等にかかる手間と時間が大幅に簡素化できるため工事の進捗にも影響することが少なくなります。

ただし、中間前払金の請求には、次の支払い要件を満たす必要があるほか、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

【支払い要件】

- 既に前払金を受けていること。
- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表で2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- 既に行われた作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 部分払の請求がされていないこと。

Q 3 当初の工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の認定請求は可能か？

A 3 **Q 2**の回答で明示している支払要件を満たしていれば、請求することは可能です。

Q 4 工事現場に搬入された検査済の材料等は、その金額を経費等に含めることは可能ですか？

A 4 原則可能です。

Q 5 中間前金払と部分払との関係は？

A 5 対象工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択し、「太子

町中間前金払と部分払との選択に係る届出書（様式第1号）」を発注者（工事担当課）に提出することとなります。部分払を選択した工事は、中間前払金を請求できません。

Q 6 中間前金払の認定に必要な書類は？

A 6 「太子町中間前金払認定請求書（様式第2号）」、「太子町公共工事等履行報告書（様式第3号）」及び工程表を発注者（工事担当課）に提出する必要があります。なお、出来高の数値の根拠が不明な場合は、根拠となる資料の提出を求めることがあります。

Q 7 中間前払金の支払いまでの流れは？

A 7 中間前金払の認定請求書等が提出された場合、発注者（工事担当課）は工事等履行報告書に基づき支払いの要件を満たすか確認を行い、審査結果を「太子町中間前金払認定・不認定通知書（様式第4号）」により受注者に通知します。認定された場合、受注者は認定通知書を添えて、前払金保証事業会社に対して中間前金払の保証申込みをします。受注者は、保証事業会社より発行された保証証書を添えて「太子町公共工事等前払金支払請求書（様式第1号）」を発注者（工事担当課）に提出し、発注者（工事担当課）が受注者の指定する口座へ中間前払金を振り込みます。

Q 8 請負金額が変更（増額・減額）された場合、中間前払金の請求額は？

A 8 中間前金払の割合は請負金額の20%以内であり、かつ、当初の前払金との合計が変更後の請負代金の60%を超えることはできません。

【増額の場合】

「変更後の請負代金×60%－受領済みの前払金＞変更後の請負代金額×20%」
なので「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の請求額となります。

（例）請負代金額が1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円の場合

$$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$(3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円}) \Rightarrow \text{中間前払金請求可能金額} : 2,400,000 \text{ 円}$$

【減額の場合】

「変更後の請負代金×60%－受領済みの前払金＜変更後の請負代金額×20%」
なので「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の請求額となります。

（例）請負代金額が1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円の場合

$$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$(800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}) \Rightarrow \text{中間前払金請求可能金額} : 800,000 \text{ 円}$$

Q 9 当初契約時に 1,000 万円未満であった工事が、変更契約により 1,000 万円以上となった場合の取扱いは？

A 9 当初契約時に 1,000 万円未満であった工事は、その後の増額変更により 1,000 万円以上となっても中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時に 1,000 万円以上の工事が減額変更により 1,000 万円未満となった場合は、中間前金払の対象とします。

Q 10 変更契約により工期が延長された場合、要件にある「工期の 2 分の 1」はどうなるのか？

A 10 変更契約後の延長された工期の 2 分の 1 とします。

Q 11 測量・設計・調査等の委託業務は、中間前金払制度の対象となるのか？

A 11 地方自治法施行規則附則第 3 条により「土木・建築に関する工事」のみとなっているため対象となりません。